れいわ ねんど ねんど 令和6年度(2024年度)

つうえんじぎょうじゅうようじこうせつめいしょ通園事業重要事項説明書

じどうしめい (児童氏名

** 様)



かどましりっ 門真市立こども発達支援センター



っうぇん 通園グループ

〒571-0025 門真市大字北島546番地

TEL: (072) 883-1680

FAX: (072) 800-7300

令和6年4月改訂版

目次

-	ナービスを提供する事業者の概要	I
2	『業所の概要	I
3 1	憶設の概要	2
4 1	掌掌走対象地域	2
5 /	遠設の運営芳針	3
6 3	遺歯部門の職員配置	4
7	競員の勤務時間	5
	ナービスの営業及び提供時間	
9 5	党接サービス	6
10	もうして 中込み (利用) 手続き	9
	りょうりょう かくしゅかさん きゅうしょくひ 利用料(各種加算)・給食費	
	利用料(各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法	
12	リようりょう かくしゅかさん きゅうしょくひ しょひょう しょ ら ほうほう 利用料 (各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法	I
12 13	リようりょう かくしゅかさん きゅうしょくひ しょひょう しばら ほうほう 利用料 (各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法	1 2
12 13 14	リようりょう かくしゅかさん きゅうしょくひ しょひょう しょ ら ほうほう 利用料 (各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法	1 2 2
12 13 14 15	りようりよう かくしゅかさか 利用料(各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法 I とじょうとうもうしたてさき I 苦情等申立先 I 緊急時の対応 I	1 2 3
12 13 14 15	利用料 (各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法	1 2 3
12 13 14 15 16	利用料 (各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法	1 2 3 3
12 13 14 15 16 17	利用料 (各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法 [ほうほう にう にゅうとう はう にっちき にったい まっ にゅう にゅう にゅう にゅう にゅう は にゅう にゅう にゅう は にゅう	1 2 3 3 4
12 13 14 15 16 17 18	利用料 (各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法	1 2 3 3 4 4
12 13 14 15 16 17 18	利用料 (各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法 (とようとうもうしたできます) (とようとうもうしたできます) (となっと) に	I 2 2 3 3 4 4 5

○ 重要事項説明確認書

じゅうようじこうせつめいしょ かどましりつ はったつしえん つうえんじぎょう りょう きぼう かた たい この重要事項説明書は、門真市立こども発達支援センターの通園事業の利用を希望される方に対したがいふくしほうだい じょう もと とうじぎょうしょ がいよう ないよう およ けいやくじょう りょう さいして、社会福祉法第76条に基づく、当事業所の概要やサービス内容、及び契約上やご利用に際したがういて注意していただきたいことを説明するものです。

とう りょう つうしょきゅうふひ しきゅうけってい う かた とうしせつ ないよう どうい 当サービスの利用は、通所給付費の支給決定を受けた方で、当施設のサービス内容に同意いただ かた たいしょう いた方が対象となります。

I サービスを提供する事業者の概要

うんえいじぎょうしゃ めいしょう 運営事業者の名称	かどましりつ はったつしえん きょうどうじぎょうたい 門真市立こども発達支援センター共同事業体
	だいひょうほうじん しゃかいふくしほうじん しんえいふくしかい 代表法人 社会福祉法人 晋栄福祉会
	しゃかいふくしほうじん じ えいかい 社会福祉法人 治栄会
	しゃかいふくしほうじん あいこうかい 社会福祉法人 愛光会
しょざいち だいひょうほうじん 所在地(代表法人)	おおさかふかどま しきたじまちょう ぱん ごう 大阪府門真市北島町 I 2番20号
でんわばんごう だいひょうほうじん 電話番号(代表法人)	072-881-8202
だいひょうしゃしめい だいひょうほうじん 代表者氏名(代表法人)	りじちょう はまだ かずのり 理事長 濵田 和則
せつりつねんがっぴ 設 立年月日	^{しょうわ} ねん がっ 昭和54年2月

じぎょうしょ がいよう **2 事業所の概要**

じぎょうしょ しゅるい 事業所の種類	じどうはったつしえん 児童発達支援センター					
りょうていいん 利用定員	_{つうえん} 95人 (うち通園グループ80人)					
じぎょう もくてき 事業の目的	しょうがい みしゅうがく こ たい はったつしえん かぞくしえん ちいき 障害のある未就学のお子さまに対して、発達支援・家族支援・地域 しえん つう にちじょうせいかつ しゃかいせいかつ ひつよう ちしき かくとく 支援を通じて、日常生活や社会生活に必要なスキルや知識を獲得で でいきょう しぎょう もくてき きるようにサービス提供することが事業の目的です。					
じぎょう めいしょう 事業の名称	かどましりつ はったつしえん 門真市立こども発達支援センター					
じぎょうしょ しょざいち 事業所の所在地	おおさかふかどましおおあざきたじま ばんち 大阪府門真市大字北島546番地					
でんわばんごう 電話番号	072-883-1680					

かんりしゃしめい 管理者氏名	^{5ょう くらさわ ゆうき} センター 長 倉澤 裕基			
かいせつねんがっぴ	へいせい ねん がつ にち	していかんりかいしねんがっぴ	れいわ ねん がつ にち	
開設年月日	平成26年4月1日	指定管理開始年月日	令和6年4月1日	

3 施設の概要

しせっ かどましみん ない (I) 施設(門真市民プラザ内)

たてもの	^{こうぞう} 構造	でっきん がいだて うち かい かい 鉄筋コンクリート 造 4階建 (内 I 階から3階までがセンター)
建物	のべゆかめんせき 延床面積	2,920.66m²

_{st} せっぴ (2) 主な設備

階:種類	lつかず 室数
エントランス	1
ホール	I
^{じおしつ} 事務室	I
ほいくしつ つき 保育室(トイレ付)	5
_{だついしつ} 脱衣室	I
シャワールーム	I
世がようしつ 静養室	I
^{そうだんしつ} 相談室	4
しゅうかいしつ 集会室	ı
_{ちょうりしつ} 調理室	1

かい しゅるい 2階:種類	_{しつかず} 室数
ホール	1
おんがくりょうほうしつ 音楽療法室	ı
ほごしゃひかえしつ 保護者控室	1
かいぎしつ 会議室	ı
ほいくしつ つき 保育室(トイレ付)	4
サンルーム	_
スヌーズレン	-
プレイルーム	-
くんれんしつ 訓練室	1
ST室/OT室	***
フリールーム	-
^{じぉしっ} 事務室	ı
きゅうけいしつほか 休憩室他	2

3階:種類	_{しつかず} 室数
まちあいしつ 待合室	_
^{じむしっ} 事務室	_
かんかくとうごうしつ 感覚統合室	1
こべつめんせつしつ 個別面接室	_
こべつりょういくしつ 個別療育室	3
けんさしつ かんさつしつとう 検査室/観察室等	が 各 I
リラックスルーム	Ι

- かい たもくてき
 I~3階:多目的トイレ
- 2・3階:避難用滑り台
- T-1-ディー だいはいび A E D:1台配備

びぎょうじっしたいしょうちぃき 4 事業実施対象地域 げんそく かどましぜんいき 原則として門真市全域

5 施設の運営方針

き だんかい そうきしぇん 〇「気になる段階」からの早期支援

せいちょう しんしん はったっ にゅうようじき よ かんきょう こどものすこやかな成長のためには、心身の発達がめざましい乳幼児期に、「より良い環境」を ととの てきせつ りょういく すす じゅうよう い 整え、「適切な療育」を進めることが重要と言えます。

ほけん いりょう ふくし きょういくとう かんけいきかん ちいき きんみつ れんけい き だんかい そのことから、保健、・医療・福祉・教育等の関係機関や地域と緊密に連携し、「気になる段階」か
しえん つと
ら支援に努めてまいります。

できかく もと りょういく O 的確なアセスメントに基づいた療育

発達の気になるこどもの一人ひとりの個性やニーズを的確に把握し、可能性を最大限に伸ばすこりよういく めざ とができる療育を目指します。さらに、施設の持つ専門性を地域に還元し、地域の療育の支援に繋げていきます。

かてい しぇん おう いっかんせい しぇん しょん こどもと家庭のエンパワメント支援と、ライフステージに応じた一貫性のある支援

発達の気になるこどもやその家族が、その能力や生きる力を発揮し、主体的に社会生活を営めるよう、こどもの「自ら伸びる力」と保護者の「こどもの育ちを支える力」を引き出す支援を行います。あわせて、地域で意欲ある生活が送れるよう、障がい児支援への啓発等を行い、地域のりかいたかと高めるための活動に努めていきます。そして、発達の気になるこどもがこころ豊かな地域せいかったが生活を送れるよう、各関係機関と協働・連携し、こどものライフステージ全般を見通した総合的なせえん。などで、大いきないまないまないまないまないまからない。



6 通園部門の職員配置

しょくいんはいち こ せいちょう はったつ そくしん さだ じどうふくししせつ せつび 職員配置については、お子さんの成長・発達を促進するよう定められた児童福祉施設の設備及び

うんえい かん きじゅん のっと さだ しせっしていきじゅん じゅんしゅ 運営に関する基準に則り、定められた施設指定基準を遵守しています。

れいわ ねん がつ にちょてい 令和6年4月1日予定

		<ぶん 区分					
職種		じょう 常	_{きん} 勤	^{ひじょう} 非常	^{きん} 勤	はいちきじゅん ようけんとう 配置基準・要件等	
		せんじゅう	兼務	せんじゅう	サルむ兼務		
たりしゃ で 理者(センター 長)	ı		ı			げんそく もっぱ とうがいじぎょうしょ かんり 原則、専ら当該事業所の管理	
2年4(ピング・牧)	•		•			ぎょうむ せんじゅう 業務に専従	
じどうはったつしえんかんり 児童発達支援管理	ı	ı				_	
せきにんしゃ 責任者	•	•					
υどうしどういん 児童指導員						ひとりいじょう • それぞれ I 人以上	
およ ほいくし 及び保育士	22	16	2	4		終数:単位ごとに総数が概ね障害児の数を3で除して得た数以上(門真市ルール)	
きのうくんれんたんとうしょくいん	きのうくんれん おこな ばあい ひつよう おう はいち しゅ じゅうしょうしんしんしょうがいじ 機能訓練を 行う場合に必要に応じて配置 (主として 重 症 心身障害児が						
機能訓練担当職 員	かよ ば 通う場	_{あいひとりい} 合 人以	以上)※	じどうしどう 児童指導	_{いんおよ} 算員及て	ほいくし ふく が保育士に含めることができる。	
りがくりょうほうし 理 学療法士	2		1	ı			
さぎょうりょうほうし 作業療法士	6			4	2		
げんごちょうかくし 言語聴覚士	ı		ı				
^{えいようし} 栄 養士	ı				ı	ひとりいじょう • 人以上	
La 嘱託医師	6				6	ひとりいじょう • 人以上	

かんごし 看護師	2		2		・主として重 症 心身障害児が通 ・主として重 症 心身障害児が通 ばあいひとりいじょう う場合 I 人以上 じどうしどういんおよ ほいくし ふく ※ 児童指導員及び保育士に含め ることができる。
ちょうりいん 調理員	3	2		I	
^{じむいん} 事務員	I		ı		

7 職員の勤務時間

^{おも} きんむじかん **主な勤務時間**

- ***・・・・ ① 午前8時~午後5時 ② 午前8時15分~午後5時15分

 - ごぜん じ ふん ごご じ ぶん 3 午前8時30分~午後5時30分

ねんまつねんし しゅくじつ どにち のぞ げつようび きんようび (年末年始・祝日・土日を除く月曜日から金曜日まで)

8 サービスの営業及び提供時間

- げつようび きんようび ぎょうじ どようびまた にちょうび りょういく ばあい よくげつようび きゅうえん * 月曜日から金曜日(行事などで土曜日又は日曜日に療育がある場合は、翌月曜日が休園です。)
- ごぜん じ ごご じ ぎょうじ へんこう ばあい にゅうえんちょくご ねんれい おう * 午前10時から午後3時(行事などで変更になる場合があります。また、入 園直後は年齢に応じて、 ででし、 おやこつうえん 午後1時までの親子通園があります。)
- たいふう けいほう で ばあいとう きゅうえん * 台風などで警報が出た場合等は、休園となることがあります。
 - ごぜん じげんざい とうぶおおさか ぼうふうけいほう おおあめけいほう はつれい ばあい 午前8時現在、東部大阪に「暴風警報」または「大雨警報」が発令されている場合
 - たいふういがい きしょうじょうきょうとう つうえん うんこう こんなん はんだん ばあい きゅうえん うんこう こんなん はんだん ばあい きゅうえん 台風以外でも気象状 況等により通園バスの運行が困難と判断される場合や休園する ひつよう はんだん ばあい 必要があると判断した場合

* 一日のプログラム(時間はおおよその目安です。)

じかん 時間	いちにち なが 一日の流れ
8:30	まず じぎょう そうげい りょう 預かり事業 ※ 送迎バスの利用はできません。
8:55	つうえん しゅっぱつ 通園バス出発
10:00	ば す とうちゃく とうえん あさ かだいかつどう バス到着 登園・朝のつどい・課題活動
11:30	きゅうしょく しょくじしえん 給 食 (食事支援)
12:45	ごすい 午睡
14:25	こうえんじゅんび 降園準備
15:00	こうえん しゅっぱっ 降園バス出発

9 支援サービス

しせっきゅうふたいしょう (I) 施設給付対象サービス

	ないよう 内容		
	ったでき せいしん はったつしょう かだい こ		
	・ お子さんが保護者さまから離れることに不安を感じないように、少しずつ		
	じりっ ほごしゃ いがい ひと こころ かよ 自立していくことや、保護者さま以外の人とも 心 を通わせることができるよ		
しえんないよう 支援内容	かんじょう おも った う い うに、感情や思いを伝えたり受け入れたりする能力を育てます。		
	じぶん も ちから はっき にちじょうせいかっ じぶん 。 ・ 自分の持っている 力 を発揮し、日 常 生活において自分でできることを増や		
	し、できることは自分でしていく意欲を育てます。		

- ・ 将来社会的に自立していくことができることを目指し、『人との関係』や
 しゃかい せいかつ えんかつ すす よう きほんてき のうりょく ちしき
 『社会での生活』を円滑に進めるために必要な基本的な能力や知識を
 ここ のうりょく おう しゅうとく 個々の能力に応じて習得できるよう、養育します。
- しんしん はったっ おう こべっ しゅうだん りょういく **・ 心身の発達に応じて個別あるいは集団での療育をします。**
- ほいくえん ようちえん こうりゅうほいく おこな けいけん ひろ
 保育園・幼稚園と交流保育を 行い、こどもたちの経験を広めます。

ほいくしゃ ともだち かか あ なか ゆた かんじょう しゃかいせい ・ 保育者さまやお友達との関わり合いの中で、より豊かな感情や社会性を そだ 育てます。

* 身体を動かして遊ぶ楽しさを経験し、遊びの中で体力をつけ、身体の機能

***たか
を高めていきます。

O 身体に課題のあるお子さんには

- いし しじ う りがくりょうほうし くんれん おこな ・ 医師の指示を受け理学療法士による訓練を 行 います。
- いし はんだん う さぎょうりょうほう おこな
 医師の判断を受け作業療法を行います。
- げんごちょうかくし せっしょくどう さくんれん おこな
 言語聴覚士とともに摂食動作訓練を行います。
- ・ 将来社会的に自立していくことができることを目指し、『人との関係』や
 しゃかい せいかつ えんかつ すす ひつよう きほんてき のうりょく ちしき
 『社会での生活』を円滑に進めるために必要な基本的な能力や知識を
 ここ のうりょく おう しゅうとく よういく
 個々の能力に応じて習得できるよう、養育します。

しえんないよう **支援内容**

	しんしん はったっ おう こべっ しゅうだん りょういく おこな ・ 心身の発達に応じて個別あるいは集 団の療育を 行 います。
	ここちょいしげき う ここ ちから の りょういく ・ いろいろな心地よい刺激を受けることで個々の 力 を伸ばしていくよう療育
けんこうかんり 健康管理	^{ӯӯ} を進めます。
	ほいくえん ょうちえん こうりゅうほいく おこな けいけん ひろ ・ 保育園・幼稚園と交流保育を 行い、こどもたちの経験を広めます。
	おんがく つう じぶん かんじょう おも ひょうげん たしゃ かんじょう おも ・ 音楽を通じて自分の感情や思いを表現したり、他者の感情や思いを
	りかい のうりょく たか 理解したりする能力を高めます。
	しっぺいょぼう けんこうかんり つと ・ 疾病予防、健康管理に努めます。
	きんきゅう じ ひつよう じ しゅ じぃ きょうりょくいりょうきかん せきにん れんらく 緊 急 時、必要時は、主治医あるいは 協 力 医療機関に責任をもって連絡・
	^{ひきつぎ おこな} 引継を 行 います。
	だい しゅじい ないかしょくたくい れんけい はか ・ 在宅医療を必要とするこどもに対し、主治医・内科嘱託医と連携を図り、
	いりょうてき 医療的ケアを実施します。
	とうじぎょうしょ かんり い し しょくたく い し い そ の つよし ● 当事業所の管理医師 (嘱託医師) 五十野 剛
そうだんおよ えんじょ 相談及び援助	とうじぎょうしょ こ ほごしゃ ・ 当事業所は、お子さんや保護者さまからのいかなる相談についても、誠意を
	も おう かのう かぎ ひつよう えんじょ おこな 持って応じ、可能な限り必要な援助を 行 います。

た (2) その他のサービス

Lyan 種類	ないよう 内容		
しょくじていきょう 食事提供	 ・ 栄養士が作成する献立により、成長期のお子さんにとって望ましい栄養バラ ・ 栄養士が作成する献立により、成長期のお子さんにとって望ましい栄養バランスに配慮し、季節感あふれた家庭的な食事を提供します。 ・ 摂食動作訓練については、嘱託医師や言語聴覚士と連携し、こどものはったったんかい おう しょくけいたい ていきょう 個別発達段階に応じた食形態で提供します。 		
^{そうげい} 送迎バス	つうえん まいにち だいうんこう こ そうげい おこな とうえん じ ・ 通園バスは毎日3台運行し、お子さんの送迎を 行 います。登園時は、 とうしせつ ごぜん じ ふんころ しゅっぱつ こうえん じ ごご じ しゅっぱつ 当施設を午前8時55分頃に出 発し、降園時は、午後3時に出 発します。		

つうえん こ いちじてき あず じぎょう

あず じぎょう 預かり事業

- 通園のお子さんを一時的にお預かりする事業です。
- げつようび きんようび ど にち しゅく ぼん ねんまつねんし はるやす
 月曜日~金曜日(土・日・祝・お盆・年末年始・春休みは、ありません)
 りょうじかん
 利用時間は、8:30~10:00です。

もうしこ りょう てつづ 10 申込み(利用)手続き

りょうけいやくしょ もと けいやく もうしこ さい かなら つうしょじゅきゅうしゃしょう いんかん とう 利用契約書に基づき、契約します。申込みの際には、必ず「通所受給者証」「印鑑」等を ょうい ご用意ください。

りょうりょう かくしゅかさん きゅうしょくひ 11 利用料(各種加算)・給食費

りょうりょう ほごしゃ ふたん じゅきゅうしゃしょう りょうしゃふたんわりあい もと・ 利用料 保護者さまの負担については、受給者証の利用者負担割合に基づいてご

ふたん じゅきゅうしゃしょう きさい ふたんじょうげんげつがく はんいない 負担いただきます。ただし、受給者証に記載された負担上限月額の範囲内

こべつめんじょ てきおう ばあい めんじょご きんがく になります。また、個別免除が適応される場合には免除後の金額となります。

くに みなお りょうりょうとう へんこう ばあい なお、国の見直しなどにより、利用料等を変更する場合があります。

- りょうしゃふたん じどうふくしほう さだ きゅうふひ わり ※ サービスの利用者負担は、児童福祉法で定められている給付費の1割になります。
- ※ 負担上限月額は、保護者さまにより異なりますので、受給者証をご確認ください。
- かくしゅかさん つぎ しぇん おこな ばあい ・ 各種加算 次の支援を行った場合

じぎょうしょないそうだんしえんかさん かていれんけいかさん けっせきじたいおうかさん かんけいきかんれんけい「事業所内相談支援加算」「家庭連携加算」「欠席時対応加算」「関係機関連携

かさん ほいく きょういくとういこうしえんかさん りょうりょう かさん かさん かさん かさん かさん かまり (保育・教育等移行支援加算」などを利用料に加算いたします。なお、加算

はあい ふたんじょうげんげつがく か した場合でも負担上限月額は変わりません。

きほんさんていたんか かさん りょうしゃさま ていきょう ※ 基本算定単価 + 加算(ご利用者様に提供するサービス)

かくしゅかさん ないよう 【各種加算の内容】

- じぎょうしょないそうだんしえんかさん ぶんいじょう こべっそうだん こんだんとうしえん おこな ばあい ◆ 事業所内相談支援加算・・・ 30分以上の個別相談・懇談等支援を 行った場合
- かていれんけいかさん かていほうもん へいこうつうえん ほうもんとう つう そうだんとう ◇ 家庭連携加算・・・・・・・・・・・・ 家庭訪問、並行通園の訪問等を通じて、相談等を

おこな ばあい 行った場合

けっせき じたいおうかさん きゅうびょうとう りょう ちゅうし さい れんらくちょうせい ◆ 欠席時対応加算・・・・・・・・・・ 急 病 等により利用を中止した際に連絡調整や

そうだんえんじょ おこな ばあい 相談援助を行った場合

- きゅうしょくひ きゅうしょくひ つうしょきゅうふきん たいしょう しょくじていきょう かいすう おう ・ 給食費 給食費は、通所給付金の対象ではありませんので、食事提供の回数に応 ふたん じて負担していただきます。

 - はつねつとう ごぜん じ ふん こうえん ばあい きゅうしょくひ ※ 発熱等で午前11時30分までに降園される場合は、給食費はいただきません。
 - きゅうしょく ていきょう ばあい たいちょうふりょうなど た じょうきょう きゅうしょくひ ※ 給食が提供された場合は、体調不良等で食べない状況であっても、給食費を いただきます。

	くぶん 区分	せたい しゅうにゅうじょうきょう 世帯の収入状況	ふたんじょうげんげつがく 負担上限月額	にち きゅうしょくひ 日の給食費
ı	せいかつほ ご 生活保護	せいかつほ ごじゅきゅうせたい 生活保護受給世帯	* ^{えん} 0円	70円
2	ていしょとく 低所得	しみんぜいひかぜいせたい 市民税非課税世帯	0円	70円
3	ทาぱん 一 般	しみんぜい しょとくわり まんえんみまん せたい 市民税 所得割28万円未満の世帯	4, 600円	230円
4	ทาぱん 一般	しみんぜい しょとくわり まんえんいじょう せたい 市民税 所得割28万円以上の世帯	37, 200円	650円

- りょうりょう かくしゅかさん きゅうしょくひ しょひょう しはら ほうほう 12 利用料(各種加算)・給食費、諸費用の支払い方法
- しょうがいじしせつ つうしょ じっせききろくひょう しせつりょうとうせいきゅうしょ (1) 「障害児施設 (通所) 実績記録票」と「施設利用等請求書」について
 - とうじぎょうしょ りょう ひ しょうがいじしせつ つうしょ じっせききろくひょう きさい ないよう にちじ 当事業所を利用された日は、「障害児施設(通所)実績記録票」に記載された内容(日時、じかんとう かくにん おういんまた 時間等)をご確認いただき、押印又はサインをしてください。
 - しせつりょうとうせいきゅうしょ まいつきちゅうじゅん にちごろ ょうい
 ・ 「施設利用等請求書」は、毎月中旬(10日頃)に用意します。
- りょうりょう きゅうしょくひ しょひょう いっかげつ けいさん せいきゅう (2) 利用料・給食費、諸費用は、一箇月ごとに計算してご請求します。
 - ① ゆうちょ銀行にて引き落としをさせていただく方法
 - 当事業所では、預金口座からの口座振替(自動引き落とし)を行っています。ご負担

 けいげん あんぜんせい かくほ じ む しょり ごうりか かんが ほうしき しはら 軽減、安全性の確保、事務処理の合理化の 考えから、この方式によるお支払いをおねが 願いしております。ご理解ご協力をお願いします。
 - りょう きんゆうきかん ぎんこう せん ご利用できる金融機関:ゆうちょ銀行
 - こうざふりかえび とうげつぶん よくげつ にち じどうひ お 中 口座振替日:当月分を翌月20日に自動引き落とし
 - ひ お てすうりょう むりょう とうじぎょうしょふたん ・ 引き落とし手数料:無料(当事業所負担)
 - こうざふりかえかくにん りょうしゅう ※ 口座振替確認をもって領収とさせていただきます。
 - ほごしゃ ちょくせつふ こ ほうほう ② 保護者さまが直接振り込む方法
 - 上記の口座振替(自動引き落とし)ができない場合は、ご利用者様が直接振り込んでいただくことになります。ご負担をおかけいたしますが、よろしくお願いいたします。
 - ふりこみさき みついすみともぎんこう かどましてん ふつう **撮込先:三井住友銀行 門真支店 普通 4156637**
 - → 振り込み期限:当月分を翌月20日までにお振込みをお願いします
 - → 振り込み手数料:保護者さま負担
 - ※ 振り込み確認をもって領収とさせていただきます。
 - 現金の支払いは、受付けていませんので、よろしくお願いいたします。

たいのう (3) 滞納について

お支払いできない理由があれば、ご相談ください。理由なく滞納が続く場合は、契約の とゆうりょう よくねんど けいやく た りょう ことや 終了や、翌年度の契約や他のサービスの利用をお断りすることがあります。

くじょうとうもうしたてさき

13 苦情等申立先

当事業所	うけつけじかん へいじつごぜん じ ごご じ 受付時間:平日午前9時~午後5時
### (seth point	ど にち しゅくじつ きゅうえん び のぞ ※土・日・祝日、休園日を除く
たんとうしゃ じちょう たみゃ ゆうすけ 担当者:センター次長 田宮 雄介	でんわばんごう 電話番号:072-883-1680
^{つうえん} 通 園グループ長 富 貴大	
がどまし ぶ せいさくか 門真市こども部こども政策課	うけつけじかん へいじつごぜん じ ごご じ ぶん 受付時間:平日午前9時~午後5時30分
じゅうしょ おおさかふかどま しなかまち 住所:大阪府門真市中町 I - I	ど にち しゅくじつ がつ にち がつ にち のぞ ※土・日・祝日、I2月29日~I月3日を除く
	(06) 6902-1231 代表
おおさかふしゃかいふくしきょうぎかい うんえいてきせいかいいんかい 大阪府社会福祉協議会 運営適正化委員会	うけつけじかん ごぜん じ ご ご じ 受付時間:午前 I O時~午後4時
じゅうしょ おおさかしちゅうおうくなかでら 住所:大阪市中央区中寺 I-I-54	ど にち しゅくじつ ねんまっねんし のぞ ※土・日・祝日、年末年始を除く
************************************	でんわばんごう 電話番号:06-6191-3130
	FAX番号:06-6191-5660
	メールフォーム:大阪府社会福祉協議会

きんきゅう じ たいおう

14 緊急時の対応

こ びょうじょうきゅうへんとう きんきゅう じ すみ ほごしゃ いりょうきかん れんらく おこな・ お子さんの病 状 急 変等の緊 急時には、速やかに保護者さまや医療機関に連絡を 行 い、
たいおう
対応していきます。

そんがいばいしょうほけん かにゅう

15 損害賠償保険への加入

* 当事業所では、運営事業者が共同事業体であることから、代表法人である社会福祉法人晋 * 当事業所では、運営事業者が共同事業体であることから、代表法人である社会福祉法人晋 *いふくしかい しゃかいふくしほうじんぜんこくしゃかいふくしきょうぎかい しゃかいふくししせっそうごうそんがいほしょう そんがい 栄福祉会が社会福祉法人全国社会福祉協議会の社会福祉施設総合損害補償「しせつの損害 ばいしょう かにゅう 賠償」に加入しています。

ひじょうさいがい じ たいさく

16 非常災害時の対策

- っき いちど かさい じしん そうてい ひなんくんれん じっし 月に一度、火災や地震を想定して避難訓練を実施します。
- ・ 防火管理者 門真市民プラザ 長 (当事業所は、門真市民プラザの一部になりますので、門真 しみん いったいてき とどけで 市民プラザで一体的に届出ています。)

^{ぼうかせつび} 防火設備	じどうかさいほうちき • 自動火災報知機	あり	^{ゆうどうとう} • 誘導灯	あり
	ぼうかとびら • 防火扉	あり	カス漏れ報知器	あり
	^{ひじょうつうほうそうち} • 非常通報装置	あり	• スプリンクラー設備	なし
	ひじょうようでんげん • 非常用電源	なし		
	※ カーテンは防火性のあるものを使用します。			

じぎょうしょ りょう さい りゅういじこう

17 事業所を利用する際の留意事項

- (1) 事業所内の設備・器具の利用
 - ・ 事業所内の設備・器具は、本来の使い方に添ってご利用願います。しかし、故意又は しゅうだい かしっ めっしっ はそん おそん へんこう ばあい じこ ひょう 重大な過失により、滅失、破損、汚損、もしくは変更した場合には、自己の費用により 現状に戻すか、又は相当の代価を支払っていただくことがあります。
- しゅうきょうかつどう せいじかつどう えいりかつどう (2) 宗教活動・政治活動・営利活動
 - こ ほごしゃ しそう しんきょう じゅう た りょうしゃさま たい しゅうきょう
 ・ お子さんや保護者さまの思想・信教は自由ですが、他のご利用者様に対する宗教
 かつどう せいじかつどう えいりかつどう えんりょ
 活動・政治活動・営利活動はご遠慮ください。

- じぎょうしょないがい しゃしんさつえいとう べっときてい (3) 事業所内・外での写真撮影等について(別途規定があります。)
 - とうじぎょうしょ ほいく りょういくじょうひつよう ばあい こ しゃしん と ばあい き 当事業所が保育・療育上必要な場合は、お子さんの写真を撮ることがあります。その場合は、 ほいく りょういく もくてきいがい しょう 保育・療育の目的以外には使用しません。
 - ほごしゃ こ しゃしんさつえい きぼう ばあい じぜん しょくいん そうだん 保護者さまが、お子さまの写真撮影を希望される場合は、事前に職員にご相談ください。

こ じんじょうほう とりあつか

18 個人情報の取扱い

- ・ 個人情報については、「門真市個人情報の保護に関する法律施行条例」及び「門真市個人 はようほう ほご かん ほうりつしこうさいそく そ たいおう 情報の保護に関する法律施行細則」に沿った対応をします。
- かどましおよ かんけいきかん じょうほうていきょう ようせい ばあい とうじぎょうしょ しえん ひつよう はんだん また、門真市及び関係機関に情報提供を要請された場合は、当事業所が支援に必要と判断 ばあい じょうほう ていきょう した場合、情報を提供させていただきます。
- ・ お子さんの記録や情報については、適切に管理し、保護者さまの求めに応じてその内容を かいじ かいじ さい ひつよう ふくしゃりょう しょひょう ほごしゃ かた ふたん 開示します。開示に際して必要な複写料などの諸費用は、保護者の方の負担となります。
 - だい まい っ しろくろ えん っうえんしょうめいしょ まい えん ※コピー代: I 枚に付き白黒 I O円、カラー40円 ※通園証明書: I 枚50円

ぎゃくたいぼうし しんたいこうそくとう

19 虐待防止及び身体拘束等について

ぎゃくたいぼうし

- (1) 虐待防止について
 - しんしん きず けんぜん せいちょう はったつ そこ こうい おこな・ こともの心身を傷つけ、こどもの健全な成長や発達を損なう行為は、行いません。

しんたいてきぎゃくたい しんりてきぎゃくたい せいてきぎゃくたいとう (身体的虐待・ネグレクト・心理的虐待・性的虐待等)

- ぎゃくたいぼうしいいんかい せっち
 ・ 虐待防止委員会を設置します。
- たい じゅうだい けんりしんがい こうい かん

 こどもに対する重 大な権利侵害になる行為に関しては、それを許さず、こどもを守っていきます。

- **(たい うたが ばあい くび うえ きずとう ばあい かどましたんとうぶしょ じどう 虐 待が 疑 われる場合や首から上のケガ、傷等があった場合などは、門真市担当部署や児童 そうだんじょとう つうこく ぎ む 相談所等に通告する義務があります。

しんたいこうそく (2) 身体拘束について

- ・ 緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束を 行いません。万一、お子さんの生命又は身体を ほご きんきゅう え しんたいこうそく おこな ばあい ほごしゃ しょうだく え きかん 保護するため、緊急やむを得ず身体拘束を 行う場合は、保護者の承諾を得るとともに、期間 およ ひつようせいとう きろく おこな 及び必要性等の記録を 行います。
- しんたいこうそく しょうがいしゃふくししせっとう しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし たいおう て び 身体拘束については、「障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き れいわ ねん がっ こうせいろうどうしょう もと たいおう (令和5年7月 厚生労働省)に基づいて対応します。

(3) 人権の擁護について

しんけん ようごおよ ぎゃくたいぼうしとう しょうがいしゃぎゃくたい ぼうし しょうがいしゃ ようごしゃ たい 人権の擁護及び虐待防止等については、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する しぇんとう かん ほうりつ へいせい ねんほうりつだい ごう もと たいおう 支援等に関する法律(平成23年法律第79号)」に基づいて対応します。

きょうりょくいりょうきかん

20 協力医療機関

しゃかいいりょうほうじんそうせいかい そうせいびょういん 社会医療法人蒼生会 蒼生病院

ゕどましおおあざょこち ばんち 門真市大字横地596番地

でんわばんごう 電話番号:072-885-1711

げか せいけいげかとう (外科・整形外科等)

いりょうほうじんもうじんかい せつなんそうごうびょういん 医療法人孟仁会 摂南総合病院

かどましゃなぎまち ばん ごう 門真市柳町 |番 | 0号

でんわばんごう 電話番号:06-6906-0300

ないか じゅんかんきか せいけいげか のうしんけいげか しょうにかとう (内科・循環器科・整形外科・脳神経外科・小児科等)

ていきょう だいさんしゃひょうか じっし

21 提供するサービスの第三者評価の実施

す。今後、3年間の間に1回実施する予定です。

じゅうよう じ こ う せつ めい かくにんしょ

重要事項説明確認書

れいわ ねん がつ にち **令和 年 月 日**

でじましりつ はったつしえん つうえん でいきょう ほんしりょう おおさかぶ 門真市立こども発達支援センターの通園サービスの提供について、本資料により「大阪府していしょうがいじつうしょしえん じぎょうしゃ していなら していつうしょしえん じぎょうとう じんいん せっぴおよ うんえい かん 指定障害児通所支援事業者の指定並びに指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関すきじゅん さだ じょうれい へいせい ねんおおさかふじょうれいだい ごう だい じょう きてい もと つうしょきゅうふる基準を定める条例(平成24年大阪府条例第104号)」第13条の規定に基づき、通所給付けっていほごしゃ せつめい おこな 決定保護者さまに説明を行いました。

説明年月日	令和 年 月 日	11		
(事業者) しょざぃち	門真市立こども発達支援センター共同事業体代表法人			
所 在 地	大阪府門真市北島町12番20号			
ほうじんめい 法 人 名	社会福祉法人 晋栄福祉会			
代表者名	理事長 濵田 和則	(P)		
^{じぎょうしょめい} 事 業 所 名	門真市立こども発達支援センター	-		
_{せつめいしゃしめい} 説明者氏名				
M714 N4		•		
ほんしりょう もと	しょうき じぎょうしゃ じゅうようじこう せつめい で上記事業者から重要事項の説明:	ì		
ほんしりょう もと ,本資料に基づい	で上記事業者から重要事項の説明: じゅうしょ 住 所 門真市	を受けました。		
ほんしりょう もと 本資料に基づい ほごしゃ	で上記事業者から重要事項の説明 [:]	ì		

サービス提供開始予定年月日

令和 年 月 日(予定)